

保健と健康管理

① 保育園とくすり

園で薬を飲ませることは、原則としておことわりしています。

医師の指示によりどうしても必要な場合は薬の依頼書に分量、日付、時間を記入していただき1回分を必ず保育士に手渡して下さい。(薬に名前を書き、袋に入れて下さい)

- ・ 医療機関の処方であること。
- ・ 市販の薬、解熱剤、座薬、鎮痛剤はお預かりできません。
- ・ 長期間継続して飲まなければならない薬の場合は、ご相談ください。
- ・ 吸入などの医療行為は園では実施できないことになっています。
- ・ 慢性の病気(気管支喘息、アトピー性皮膚炎などのように経過が長引くような病気)の日常における投薬や処置については主治医の指示を園にすべて伝えて下さい。



② 園児健康診断

[園児健康診断]

園では年間に次のような計画で行います。

《 年間保健計画 》

◦ 嘱託医による内科検診		年 2回
◦ 歯科検診		年 1回
◦ 耳鼻科検診	4、5才児のみ	年 1回
◦ 尿検査	4、5才児のみ	年 1回



・健康診断の結果は健康カードでお知らせします。



[1才6か月児健診、3才児健診]



市では子どもの発育の節目にあたる、1才6か月、3才児の健診を行っています。

診察だけでなく保健師、栄養士、歯科衛生士、心理相談員などの相談が受けられますので是非おすすめします。

日時は市の広報くらしき健康ガイドで確認して下さい。園でも一人一人にお知らせします。

[予防接種]

予防接種は園で行っておりません。市の広報くらしき健康ガイドをご覧になりかかりつけの医療機関にご相談下さい。




③ 日本スポーツ振興センター

園では児童の安全に心がけていますが、万一の事故に備えて全員加入して下さい。

④ 感染症の登園基準

特に予防すべき感染症の種類と登園停止期間の基準は、学校保健法施行規則を準用して次のとおりになっています。(学校保健法施行規則第19条・第20条)

類	病名	登園禁止の期間の基準	
第1類	・エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱・南米出血熱 ・痘瘡・ペスト・マールブルグ病・ラッサ熱・急性灰白髄炎・ジフテリア・鳥インフルエンザ(H5N1に限る。)	・治癒するまで。	 <ul style="list-style-type: none"> ・伝染病患者のある家に居住する者、又はこれらの伝染病にかかっている疑いがある者については予防処置の施行の状況その他の事情により園医その他の医師において、感染の恐れがないと認める迄。 ・伝染病が発生した地域から通園する者についてはその発生状況により必要と認めた時園医の意見を聞いて適当と認める期間。 ・伝染病の流行地を旅行した者についてはその状況により必要と認めた時、園医の意見を聞いて適当と認める期間。
第2類	・インフルエンザ ・百日咳 ・麻疹 ・流行性耳下腺炎 ・風疹 ・水痘 ・咽頭結膜熱 ・結核 ・髄膜炎菌性髄膜炎	<ul style="list-style-type: none"> ・発症後5日及び解熱した後2日(乳幼児は3日)を経過するまで。 ・特有の咳が消滅するまで、又は5日間の適正な治療が終了するまで。 ・解熱した後3日を経過するまで。 ・耳下腺等の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。 ・発疹が消失するまで。 ・すべての発疹が痂皮化するまで。 ・主要症状が消退した後2日を経過するまで。 ・第3種と同じ扱い。 <p>(ただし以上は症状により園医その他の医師において、その伝染病の予防上支障がないと認められた時はその限りでない。)</p>	
第3類	・腸管出血性大腸菌感染症 ・コレラ・細菌性赤痢 ・腸チフス・パラチフス ・流行性角結膜炎 ・急性出血性結膜炎	結核及び第3種の感染症にかかった者については、症状により園医・その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	

- ・登園する前に身体に異常がある場合は休ませましょう。
- ・登園後、発熱や身体に異常がある時は保護者に連絡しますのでお迎えをお願いします。
- ・上記の感染症にかかったら、医師の許可があるまで休ませてください。登園する時は治癒証明書(用紙は保育園にあります)を提出して下さい。



*医療機関にて550円必要

⑤ 病児・病後児保育

病気のため集団生活が困難で、家庭で看護ができない園児をお預かりします。(直接申し込んで下さい。)



あさき病児保育室	水島南幸町	☎	446-1110
玉島病院病児保育室	玉島乙島	☎	522-4141
病児保育所 はしま	羽島	☎	426-5037
田嶋内科ももっこ病児保育ルーム	児島柳田町	☎	474-3310

⑥ 乳幼児突然死症候群（SIDS）から赤ちゃんを守るために

保育園ではこのように気をつけています。

- ・ 保育士が常に見守り、子どもの様子を（顔色、手足が冷たくなっていないかなど）を見ています。
 - ※生活記録表に睡眠時は10分おきに子ども一人一人の状態をチェックし記録しています。
 - ※『ルクミー午睡チェック』（0歳低月齢児対象）による午睡中の体動停止やうつ伏せ寝の場合はアラートがなり目視との二重チェックを行っています。
- ・ 布団は固くて通気性のよいものを使っています。（入園時に園規定のサイズ、固さの布団を作って頂き使っています。）
- ・ 枕は市販のやわらかい高さのあるものではなく、タオルで作って頂いたものを使います。
- ・ うつぶせ寝をしないように、あおむけで寝かせるようにしています。
- ・ ベットや布団のまわりには、ひもやタオルなど危険なものは置かないように注意しています。
- ・ 日頃から体調の変化を素早く見つけられるように、一人一人の子どもの状態を見て把握していくようにしています。
- ・ より子どもの状態の変化が認識しやすいよう、布団の敷き方を考慮しています。
- ・ 看護師を中心に定期的に健康観察を行い、子どもの様子を把握しています。
- ・ 体調があまり良くない子どもは、担当保育士と共に、看護師が注意して様子を見守っていくようにしています。

◦ お母さん、気をつけて！！



『あおむけで寝かせましょう』

- ・ 赤ちゃんの顔が見えるように、あおむけで寝かせましょう。うつぶせ寝は危険です。

『タバコをやめましょう』

- ・ 妊娠中の喫煙はお腹の赤ちゃんの体重が増えにくくなりますし、呼吸中枢にも明らかによくない影響を及ぼします。

『できるだけ母乳で育てましょう』

- ・ 母乳育児が赤ちゃんにとって最適であることはよく知られています。人工乳がSIDSを起こすものではありませんが、母乳が出る方は、できるだけ母乳で育てましょう。

